

気象警報の発表時等における授業等の取扱いについて

平成23年3月18日 学長裁定

平成28年3月31日 一部改正

平成29年1月12日 一部改正

I 本学の所在地に気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。）又は特別警報（以下「気象警報等」という。）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に，気象警報等が発表された場合の授業は，次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報等が，午前6時から午前8時50分（授業開始時刻）までに発表された場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午前8時50分までに解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報等が発表された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報等が，午後3時から午後5時50分（授業開始時刻）までに発表された場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午後5時50分までに解除されても，全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報等が発表された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報等の地域

上記1の取扱いの対象となる地域は，下記の各号のとおり。

一 峰地区，陽東地区，で行われる授業については，「栃木県中部地域」，「栃木県南部地域」又は「宇都宮市全域」

二 農学部附属農場で行われる授業については，「栃木南東地域」，「栃木県南部地域」又は「真岡市地域」

三 農学部附属船生演習林又は日光演習林で行われる授業については，「栃木県北部

地域)、「栃木県那須地域」又は「塩谷町、日光市地域」

3 休講の周知方法等

- 一 休講の周知は、e-mail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行う。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中の学生に対しては、授業担当教員を通じて周知するものとする。
- 二 休講決定後、直ちに下校することが危険な場合には、学内の施設で待機できるものとする。
- 三 なお、公欠届の提出は不要とする。

4 課外活動の取扱い

休講措置がとられた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 休講措置の対象とならない気象警報等が発表されて通学が困難な場合、及び通学に利用する公共交通機関が運行休止等になった場合

1 下記の各号の理由により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

- 一 上記 I による休講措置の対象とならない気象警報等が発表された場合
- 二 学生が居住する地域で気象警報等が発表された場合
- 三 気象現象、地震その他の理由により、鉄道、バス等の通学に利用する公共交通機関の運行に大幅な遅れ(運行休止を含む)が発生した場合

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式「公欠届(気象警報等・交通機関の運休)」により、修学支援課又は学務部陽東分室(以下「担当係」という。)へ交通機関の運行休止を明らかにする書類と共に提出するものとする。

担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

III 学長が休講すると判断した場合

学長が休講すると判断した場合の授業については、前記 I に準じて取り扱うものとする。

附 記

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

附 記

(気象警報の発表時等における授業等の取扱いについて)

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附 記

この取扱いは、平成29年1月12日から施行する。